

第四回 貴族院議事速記第三十八號

明治二十六年二月二十五日(土曜日)

午前十一時十一分開議

議事日程 第三十八號 明治二十六年二月二十五日

午前十時開議

第一 豫定鐵道線路中私設鐵道會社ニ敷設許可ノ件ニ關スル法律案(政府提出)

會議

第二 辯護士法案兩院協議會成案(衆議院提出)

會議(長報告)

第三 明治二十六年度歲入歲出總豫算案及豫算案(政府提出)

午後會議(豫算委員長報告)

第四 豫算外國庫ノ負擔トナルヘキ契約ヲ爲スヲ要スル件(政府提出)

會議(豫算委員長報告)

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 昨日本院ニ於キマシテ議決ニナリマシタ政府提出鐵道敷設法中改正法律案及取引所法案並ニ衆議院提出集會及政社法改正案ハ即日內閣總理大臣ヲ經由シテ裁可ヲ奏請致シマシタ、並ニ可決ノ旨ヲ衆議院ニ通知ヲ致シマシタ、昨日本院ニ於キマシテ修正議決ニナリマシタル衆議院提出版權法案及出版條例改正案ハ衆議院ヘ同付致シマシテゴザイマス、昨日取引所稅法案ニ關シ政府ヨリ通牒ヲ受領致シマシタ、及辯護士法案ニ關シマシテ衆議院ヨリ通牒ヲ受領致シマシタ、書記官長ヲシテ朗讀致サセマス、

〔金子書記官朗讀〕
取引所稅法案
右法律案ハ緊急事件トシテ議決相成度此段及請求候也
明治二十六年二月二十四日 內閣總理大臣伯爵伊藤博文
貴族院議長侯爵蜂須賀茂韶殿

本院ハ辯護士法案兩院協議會ノ成案ヲ可決セリ仍テ議院法第五十六條ニ依リ及送付候也
明治二十六年二月二十四日 衆議院議長 星 亨

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 昨日衆議院提出宮津港ニ浦鹽斯德港等貿易ニ關スル船舶ノ出入及貨物ノ積卸ヲ許スノ法律案ヲ受領致シマシテゴザンヌ、

昨日衆議院ヨリ政府提出砂鑛採取法案ヲ可決ニナリマシタ旨ノ通牒ヲ受領致シマシタ、昨日公爵近衛篤磨君子爵谷干城君三浦安君ヨリ三十人ノ賛成ヲ以テ北海道調査完成ヲ要スル件ヲ發議セラマシテゴザイマス、本日狩獵法案特別委員會ニ於キマシテ委員長ニ子爵鳥尾小彌太君、副委員長ニ子爵加納久宜君當選ニナリマシタ、是レヨリ本日ノ議事日程ニ移リマス、第一豫定鐵道線路中私設鐵道會社ニ敷設許可ノ件ニ關スル法律案會議ヲ開キマス、即チ昨日ノ決議ニ依ッテ三讀會ヲ省略ニナッテ居リマス、朗讀ヲ致サセマス、

〔本內書記官朗讀〕

一 豫定鐵道線路中私設鐵道會社ニ敷設許可ノ件ニ關スル法律案
右政府提出案本日本院ニ於テ修正議決セリ仍テ議院法第五十四條ニ依リ及送付候也
明治二十六年二月二十三日 衆議院議長 星 亨

貴族院議長侯爵蜂須賀茂韶殿

明治二十五年法律第四號鐵道敷設法第二條山陰及山陽連絡豫定線路中兵庫縣下姫路生野間鐵道ハ政府ニ於テ適當ナリト認ムルトキハ同法第十四條ノ規定ニ拘ハラヌ私設鐵道會社ニ其敷設ヲ許可スルコトヲ得

〔政府委員河津祐之君演壇ニ登ル〕

○政府委員(河津祐之君) 本案ニ付キマシテ一應説明ヲ致シタウゴザイマス、此播州ノ飾磨ヨリ致シマシタ但馬ノ生野ニ至リマス、間ハ交通頗ル頻繁ナル所デゴザイマシテ、此所ニ馬車ノ鐵道ヲ架ケルト云フコトノ豫テ目論見ガゴザイマシテ其私設ノ會社ヨリ致シマシテ政府ニ其許可ヲ請フテゴザイマス、所ガ其馬車鐵道ヲ架ケマスルコトハ政府ノ許ヲ受ケテ居リマシタガ其後交通ガ益々頻繁トナリマシテ馬車鐵道ヲ以テ其交通ノ便利ヲ十分ナラシムルコトガ出來ヌト云フコトヲ認メマシタルニ依ッテ其會社ヨリ致シテ鐵道ヲ私設デ架設シヤウト云フコトヲ出願ヲ致シマシタ、然ル所ガ其出願ニ對シ政府ニ於テ取調ノ最中、未ダ其許可ノ運ビニ至リマセヌ内ニ斯ノ如ク鐵道敷設法ナルモノガ出來マシテゴザイマス、所ガ鐵道敷設法ノ豫定線ノ内ニ姫路ヨリ生野ヲ經テ舞鶴ニ至ルト云フ線路ガゴザイマス、所ガ鐵道敷設法ノ第十四條ニ依ッテ即チ此私設鐵道ニ敷設ヲ許可スベキ所ノコトト申スモノハ敷設法ノ第十四條ニ依リマシテ帝國議會ノ協贊ヲ得ナケレバナラヌト云フ線路デアリマス、然ル所御承知ノ通り私設鐵道條例ナルモノガゴザイマシテ其私設鐵道條例ニ依リマス、此會社ヲ組織スル所ノ人々ニ於テモ決シテ不都合ハナカラウト云フ所ノ見込ガ附キマ

シテ即チ其會社ニ假免狀ヲ與ヘマシテ、サウシテ尙ホ期限ヲ定メテ實測ヲサセマシテ、サウシテ其實測ノ結果ヲ政府ガ見テ不都合ガナイト見込ミマシタル時分ニ於テ第十二條ニ依テ本免狀ヲ下付スルト云フノガ手續デゴザイマス、然ル所此假免狀ト申シマスルト名ノミデゴザイマス、名ノミヲ以テ見マスルト云フト輕イモノノ様ニ見エマスケレドモ實ニ此假免狀ヲ與ヘル時ト申スモノハ十分ニ會社ニ專有權ヲ與ヘマスル所ノ次第デゴザイマシテ恰モ政府ノ云フ通りノ實例ヲナシ、政府ノ云フ通りノ書類ヲ出スナラバ其會社ニ此鐵道敷設ハ許可スルト云フコトノ約束ヲ致シマスルガ如キ姿デゴザイマス、故ニ此假免狀ヲ與ヘマスルコトハ寔ニ必要ナルコトデゴザイマス、本免狀ヲ與ヘルト申セバ即チ假免狀ノ時ニ附ケタル所ノ條件ヲ充タセバ即チ本免狀ヲ與ヘルト云フノデゴザイマスガ寧ロ假免狀ヲ與ヘル時ノ方ガ即チ必要ナル時ト云ハナケレバナラス、本件ノ如キハ此度政府ニ許可ヲ出願致シテ居リマスル播但鐵道會社ナルモノニ私設ヲ許可致シマスルニ至リマスレバ敷設法ノ第十四條ニ依リマス帝國議會ノ協贊ヲ經ルト云フコトニナリマスル、サウナリマスルコト云フト如何ニモ本末ヲ誤ッタル次第トナリマス、即チ假免狀ナルモノハ私ガ先刻來申シマスルガ如ク殆ドモ會社ト契約ヲ致スガ如キモノデ最早會社ニ於テハ其政府ノ假免狀ヲ受取ルニ依ッテ色々入費ヲ掛ケテ實測ヲ致シマス、其實測ニ不都合ガナイトハ即チ私設鐵道會社條例ノ第四條ニ據ッテ許可シナケレバナラス次第デゴザイマスルガ故ニ其場合ニ至ッテ帝國議會ノ協贊ヲ經ルト云フハ寔ニ不都合ナル次第ト相成ルノデアル、故ニ此法案ヲ以テマシテ即チ此私設會社ニ此線路ノ敷設ヲ許可致スト云フコトヲ政府ニ帝國議會ガ任ジテ仕舞フト云フコトニ致シタイ考デ即チ此法案ガ出タル譯デゴザイマス、此播但鐵道會社ナルモノハ二十二年來此鐵道敷設ニハ奔走ヲ致シテ居リマスルナレドモ或ハ政府ニ於テ鐵道買收ヲスルト云フコトニナッタリ種々難多ナ此道路ニ於テ歴史ガゴザイマシタガタメニ今日マデ此會社ノ目論見ハ少シモ不都合デナイト云フコトヲ政府デモ見テ居リマスルニモ拘ハラズ、今日マデ色々延滞ヲ致シテ居リマス、或ハ敷設法ガ出來マシタリ種々ノコトデ延引ト相成ッテ居リマス、故ニ衆議院ニ於テモ此議決ヲ急ギマシタ、又本院ニ政府ヨリ緊急勅諭トシテ之ヲ議決スルト云フコトヲ請求スル次第デゴザイマス、ドウゾ其御積リデ至急ニ議決アラムコトヲ冀望致シマス、

○三浦安君 政府委員ニ質問ヲ致シマスルガ唯今此文言中「第十四條ノ規定ニ拘ハラス」ト云フコトガアルト云フコトニ付テ説明ガアリマシテ、假免狀ト本免狀トヲ比較ニ相成リマシテ假免狀ガ即チ有力ノモノデアッテ本免狀ハホンノ手數丈ケデアルト云ハレマシタガ、左スレバ鐵道敷設法案中ノ第十四條ニ對シテ假免狀ヲ渡ス時ニ帝國議會ノ議決ヲ經マスレバ宜シイノデアッ

テ本免狀ハ手數一片ノコトデ輕イモノト云フコトニナリマスレバ始ノ假免狀ヲバ議會ノ議決ヲ經テサヘアレバ跡ハ變動スル筈ハナイノデアリマスカラ是レハ一片ノ手數デ濟ムコトニナリマス、然ルニ折角敷設法案ガアリッ、同法第十四條ノ規定ニ拘ハラズト云フト棄却スルト云フコトハ出來ナイ様ニ思ハレマシテ本員ハ甚ダ宜クナカラウト思ヒマス、尙ホ其上ニ已ムヲ得ザルト云フコトガアリマスガ本員ノ見ル所デハ假免狀ノ時ニ議定ヲ經テ置キサヘスレバ少シモ差間ハナイ、サウスレバ同法第十四條ノ規定ニ拘ハラズト云フ様ナ無理ナコトヲ云フニ及バスト思ヒマスガ其理由ヲ御説明ニナラムコトヲ望ミマス、

〔政府委員河津祐之君演壇ニ登ル〕

○政府委員(河津祐之君) チョット三浦サンニ伺ヒマスガ、要點ハ假免狀ノ時ガ大切デアルナラバ假免狀ヲ與ヘル時ニ此帝國議會ノ協贊ヲ受ケタラバ夫レデ跡ノ本免狀ノ時ハ受ケナイト云フコトデ宜カラウト云フ第十四條ノ規定ニ拘ハラズノ文字ノアルノハ穩當デナイト云フ御考デアリマスガ、御尋ネシマス、

○三浦安君 假免狀ノ時ニ議定ヲ經テ置キマスレバ本免狀ノ時ニ異議ノアラウ筈ガナイカラシテ二度ノ手數ヲ經ストモ差間ハナイ、御説明ノ如クニ假免狀ヲ先キニ與ヘテ置イテ若シ本免狀ノ時ニ異議ガアッテドウ斯ウト云フ氣遣ヒハナイト思ヒマスルガ、其所ハ兎ニ角出來ルコトデアアルニ依ッテ十四條ノ規定ニ拘ハラズト云フ無理ナコトヲスルニ及バスト思ヒマスガ如何デゴザイマセウ、

○政府委員(河津祐之君) 同法第十四條ノ規定ニ拘ハラズト申スコトハ即チ此私設鐵道會社ニ假免狀ヲ與ヘテ置キマシテ、サウシテ本免狀ヲ與ヘマスル時分ニ至ッテ再ビ議會ノ協贊ヲ受ケルト云フコトハ寔ニ手數デモゴザイマセウシ、又議會ト云フモノガ常ニ有ルモノデハゴザイマセウ、斯ノ如キ小事ノタメニ臨時議會ヲ集メルト云フ譯ニハ參リマセウコトデアリマス、故ニ斯ウ云フ法案ヲ以テ私設鐵道會社ノ敷設ヲ許可スルト云フコトヲ政府ニ任シテ仕舞フ、ト云フコトニシタガ實際便利デアラウト云フ所ノコトヲ以テ此法案ガ生レ出シタ次第デアアルノデゴザイマス、デ十四條ノ規定ニ拘ハラズト云フコトヲ此所ニ政府ガ記入致シマスル譯ト申スモノハ既ニ此法案ガ通りマシモ愈ニ此播但鐵道會社ニ本免狀ヲ下付スルト云フ時期ガ到著ヲ致シマスル時分ニハ再ビ其敷設ノ許可ヲ帝國議會ニ持出サネバナラスト云フ是レハ此法案ハ極リ一般ナル文章デ一般ニ出來テ居ル必シモ此願人ニ特別ニ限ッテ居ル所ノ法案デゴザイマセウ、故ニ愈ニ播但鐵道會社ニ本免狀ヲ與フルト云フ場合ニ至ッテハ再ビ此許可ヲ得ナケレバナラスト云フ疑ガ生ジテ參ッ

テハ不都合デアラウト云フ考ヨリ致シテ其場合ニハ十四條ノ規定ニ拘ラズト書イテ置ケバ此法案ヲ以テ假免狀ヲ許可スルコト云フコトガ出來、從ツテ本免狀ヲ與フルト云フコトモ出來ルト云フ考ニ過ギナイト云フ譯デ其疑ガナイト云フコトガ諸君ニ於テ御認メデゴザイマスレバ決シテ此十四條ノ規定ニ拘ラズト云フ文字ヲ爰ニ置カナケレバナラヌト云フコトヲ固執スル次第ハナイノデゴザイマス、

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 他ニ御發議モゴザイマセネバ決ヲ採リマス、本案ヲ可トスル諸君ノ起立ヲ請ヒマス、

起立者 多數

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 過半数デゴザイマス、即チ可決セラレマシタ、次ニ辯護士法案兩院協議會成案衆議院送付會議ヲ開キマス、協議會議長報告……報告ニ先ダチマシテ一應朗讀ヲ致サセマス、

〔木内書記官朗讀〕

辯護士法案兩院協議會報告

兩院協議會ハ左ノ通議決ス

一第五條第三項ヲ「不敬罪、偽造罪、偽證罪、賄賂罪、誣告罪、竊盜罪、詐欺取財、費消罪、贓物ニ關スル罪、遺失物埋藏物ニ關スル罪、家資分散ニ關スル罪、及刑法第七十五條同第二百六十條同第二百八十二條同第二百八十六條同第二百八十七條同第三百六十條ニ記載シタル定役ニ服スヘキ輕罪ヲ犯シタル者」ト改ム

一第五條第三項第四項ノ間ニ「第三公權停止中ノ者」ノ一項ヲ插入ス

一第五條第四項ノ第三ヲ第四ト改ム

一第二十六條中手数料ノ上ニ「謝金及」ノ三字ヲ插入ス

一第三十一條中「若ハ信用ヲ失フヘキ」ノ九字ヲ削除シ「違背シ」ノ下ニ「タル」ノ二字ヲ加フ

一其他ハ貴族院修正ノ通

〔箕作麟祥君演壇ニ登ル〕

○箕作麟祥君 諸君、本員ハ辯護士法案兩院協議會議長ノ代理ト致シテ即チ兩院協議會ノ結果ヲ御報道ニ及ビマス、昨日正午ヨリ致シマシテ二時間程ノ間兩院協議會ヲ開キマシテ、雙方互ニ討論ヲ致シマシタ上ニ遂ニ今日此議場ニ登リマシタル所ノ協議案ガ成立致シマシタル譯デゴザイマス、詰マリ簡單ニ申上ゲマスレバ此貴族院デ修正ニナリマシタル箇條ノ中デ第二回ノ競爭試驗ヲ廢メマシテ試験ハ一回ニ止メルト云フコト、夫カラ保證金ヲ削リマス、ト云フコトハ衆議院ノ委員ニ於キマシテ少シモ不同意ハナイ、少々議論ガアリ

マシタルハ第五條ノ左ニ掲グルモノハ辯護士タルコトヲ得ズト致シテ犯罪ノ種類ヲ列記シタル所ト、並ニ三十一條ノ「若ハ信用ヲ失フヘキ」ト申ス字ヲ貴族院デ加ヘマシタ、此二條ガ稍、論ノアリマシタル所デアリマス、ソコデ貴族院ノ決シマシタル所デハ即チ第五條第一ハ「重罪ヲ犯シタルモノ」ト致シテ第二ハ「定役ニ服シタルモノ」トシテ即チ政府ヨリ始メ衆議院ニ提出シマシタル所ノ原案ニ全ク復シマシタル譯デアリマスガ、衆議院ノ協議會ハドウモ是レデハ或ハ毆打創傷デアリマス、トカ或ハ官吏侮辱トカ申シマス様ナ犯罪ヲ致シマシタル者ガ辯護士ト云フ職ニ就クコトハナラヌト云フコトデアッタハ是レハ辯護士タル者ノ職務ト並ビ行ハルベカラザルモノデナイ、即チ並ビ行ハレテ差支ナイモノノ犯罪マデモ總テ辯護士トナラヌト云フ様ニシテハ即チ人民ノ得テ居ル權利ヲ大イニ妨グル憂ガアルカラシテ、其辯護士ノ職ト並ビ行ハレナイ所ノ破廉恥的ノ性質ノアル犯罪丈ケハ其犯罪ノアルモノハ辯護士トナルコトハ出來ヌトシテ置イテモ其他ノ性質ノモノニナリマシタルハ辯護士タル資格ヲ失ハシムル譯ハナイ、妄ニ權利ヲ剝グト云フコトハアルマイト云フ論ガアリマシタ、夫レナラバ夫レデ宜シトシテ破廉恥的ノ性質ノ犯罪ヲ漏レナク十分ニ爰ニ列記シタル宜カラウト云フコトカラシテ、或ハ此レヲ入レマシレバ彼レモ入レナケレバナラヌトカ、彼レヲ抜クナラバ此レモ抜カナケレバナラヌト云フ段々數回ノ討論ノ末ニ此第五條ヲ唯今書記官ガ朗讀ニナリマシタル通り改リマシタル譯デゴザイマス、是レハハチヨット見マスト長クナリマデゴザイマスカラ法律ノ體裁上カラ見マスト何カ少シ元ノ簡單ナモノカラ見マスト大層字數ガ多クナッテ體裁ハ惡ルイカ知リマセヌガ實際上ハ是レデ至極宜カラウト思ヒマス、是レ丈ケヲ列記シテ置ケバ破廉恥的即チ人民ニ對シテ信用ヲ失フ様ナ性質ノ犯罪ハ網羅シ盡シタルモノト協議會デハ認メマシタ、體裁ハ少々惡ルイ様デモ實際ハ斯ウデナケレバナラヌト考ヘマス、夫レカラアトノ公權停止中ノ者ト云フコトヲ入レマシタルハ是レハ既ニ前回ニモ一旦貴族院ノ特別委員ノ修正ニスウ云フコトヲ掲ゲマシタルコトガアリマス、夫レト同ジ様ナ譯デゴザイマシテ政府案ハ即チ貴族院ノ決議シタル通りニ置キマシテ公權停止中ト云フコトハ入りマセヌガ第一ノ所ニ犯罪ノ種類ヲ列記スルコトニナリマシタル以上ハ公權停止中ノ者ハ辯護士タルコトハナラヌト云フコトハ書イテ置キマセヌト公權停止中ノモノデモ勝手ニ辯護士ニナルコトガ出來ルカラ此一項ヲ加ヘマシタ、併ナガラ公權停止中ノ者デアリマシテモ現在辯護士ニナッテ居ル者ガ公權ヲ停止サレマシタル中ハ辯護士ノ職ニ就クコトハ出來マセヌガ公權停止止ガ止ミマシテ即チ公權ヲ回復シマシタル以上ハ矢張り再ビ辯護士ニナル資格ヲ取戻スコトガ出來ル譯デゴザイマス、即チ公權停止中ノ者トアルカラ明瞭デアラウト思フ、夫レカラ第五條ノ第四項ノ第三

ヲ第四ト改メマシタト云フモノハ唯今ノ公權停止中ト云フコトヲ入レマシタ
結果デアリマス、夫レカラ二十六條ノ謝金及ノ三字ヲ入レマシタノハ政府ノ
原案ニアリマス、然ル所ガ此議場ニ於テドウモ謝金ト云フ字ハ民事訴訟法ノ
規定ニ背クカラト云フ論ヲ以テマシテ謝金ノ字ヲ手數料ト改メマシタ、然ル
所ガ衆議院ノ協議委員ノ云ヒマスニハ無論手數料デ宜シイ、併シ是レマデノ
慣例即チ代言人規則ト云フモノガアリマス、是レニモ謝金トアリマス、夫レ
ニ依ッテ代言人ハ唯今マデ用ヒテ居ル語モ皆謝金ト云フ語デアリカラドウモ
謝金ト云フ字ハ是非存シテ置キタイ、夫レデ謝金ト手數料ト此二ノモノガ現
在アル、手數料ハ即チ讀ンデ字ノ如ク其代言人ニ依頼致シタ代言人ノ手數ニ
酬ユル料デアアル、謝金ト云フモノハ代言人ノ勞ニ酬ユル料デアアル、此二ツノ
モノヲ書イテ置カスト云フト單ニ手數料バカリデハ謝金ノコトハ或ハ脱ケテ
仕舞フト云フ恐ガアルカラシテ謝金及手數料ト云フ字ヲ入レテ置キタイト云
フコトデアリマシテ夫レハ尤ナコトト思ヒマシテ之ヲ入レルコトト決シマシ
タ、夫レカラ三十一條ノ中「若ハ信用ヲ失フヘキ」ト申ス字ハ是レハ即チ政府
案ノ通り貴族院デ復活サセタ字デアリマスガ、ドウモ信用ヲ失フベキ所爲ト
申シマスト幅ガ甚ダ廣過ギテドレ丈ケノモノガ信用ヲ失フベキ所爲デアアルカ
甚ダ區域ガ定メ難イ、既ニ是レマデモ信用ヲ失フベキト云フ漠然タルコトガ
アッタタメニ大イニ代言人ガ迷惑ヲ蒙ッタコトガアル、是レ等ノコトハ辯護
士會則デ定メテ宜イコトデアアルカラ法律デ斯ウ云フ漠然タルコトヲ極メテ置
クノハ辯護士ノ權利ノタメニ危イト云フコトデアリマシテ即チ是レ丈ケノ字
ハ削リマシテモ一向差支アルマイト云フ考ヲ以テ之ヲ削除致シマシタ譯デア
リマス、大略斯ノ如キ次第デアリマスカラ致シテ既ニ協議案ハ衆議院ニ於キ
マシテモ大多數ヲ以テ可決ニナツタ趣デアリマスカラ願ハクハ當院ニ於キマ
シテモ滿場諸君ノ御賛成ヲ得テ速ニ可決アラムコトヲ希望致シマス、

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 表決ニ付シマス、即チ辯護士法案ノ兩院協議
會成案ヲ可トスル諸君ノ起立ヲ請ヒマス、

起立者 多數

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 過半数デゴザリマス、是レデ午前ノ會議ハ終
リマシタデゴザリマスガ唯今鳥尾子爵ガ御報告ヲ致スサウデゴザリマス、

〔子爵鳥尾小彌太君演壇ニ登ル〕

○子爵鳥尾小彌太君 狩獵法案ニ付テノ委員會ノ經過ノ報告ヲ致シマス、
昨日議場デ今日ノ午後一時ニ報告スル様ニト云フ決議デアリマシタガ、今朝
ヨリ委員皆集リマシテ討議ニ掛ル積リデアリマシタガ、何分豫算委員ガ過半

以上デアリマシテ其方ノ委員ノ手ヲ暫クモ引クコトガ出來ナイ、且ツ一名不
參モアリマスシ、其他ハ三好退藏君小畑美稻君ナドハ取引所法案ノ委員ヲモ
持ッテ居ラレ、其外平松時厚君榎村正直君細川潤次郎君小畑美稻君三好退藏
君皆豫算委員デアリマシテ、ドウモ過半数ニ充チマセヌカラ餘儀ナク議事ニ
取掛ルコトガ出來マセヌ、デ豫算委員會ガ今晚ニモ結了致シマシタナラバ明
日ハ日曜日ニモ拘ラズ委員ハ出勤致シテ此事ニ取掛ル積リデアリマス、甚ダ
諸君ノ御希望ニ十分應ズルコトガ出來ナイノハ遺憾デアリマスケレドモ事情
已ムヲ得マセヌ譯デアリマスカラドウカ左様ニ御承知ヲ願ヒマス、

○公爵近衛篤磨君 委員長ニ質問致シマスガ此狩獵法案ハ委員長副委員長
ハイツ選舉ニナリマシタカ、

○子爵鳥尾小彌太君 ナンデス、

○公爵近衛篤磨君 委員長ノ選舉ハイツナサレタカ、

○子爵鳥尾小彌太君 今朝十時致シマシタガ……

○公爵近衛篤磨君 然ラバ私ハ此狩獵法案ニ付テハ鳥尾君ハ議院ノ決議ヲ
重シナイモノト明言致シマス、昨日今朝十時マデニ報告ヲスルト約束ヲ致
シマシタ、約束デハナイ議院ノ決議命令ヲ下シテ居ルデアリマス、夫レ
ヲ今朝マデ委員長ノ選舉モナク既ニ徒ラニ昨日一日ト云フモノヲ經過シタト
云フモノハ委員會ハ是レハ即チ怠慢ト云ハレテモ仕方ガアルマイト思ヒマ
ス、サウシテ今朝ニナツテ委員長ハ始メテ選ンダト、サウシテ人ガ足リルノ
足リスナドノコトヲ以テ報告ガ出來ルノ出來ヌト云フノハドウモドウシテ
モ是レハ委員會ノ怠慢デアアル、委員長ハ懲罰ニ付スベキモノデアルト考ヘル、

○子爵鳥尾小彌太君 昨日日本員ハ……

○公爵近衛篤磨君 夫レデ此委員ハ宜シイガ委員長ヲ懲罰ニ付スル丈ケデ
宜シイ、サウシテ更ニ委員ヲ選舉シテ明日ノ午前十時マデニ審査ヲ遂ゲサセ
ルコトヲ更ニ私ハ動議トシテ提出致シマス、

○子爵鳥尾小彌太君 一應答辯致シマス、委員長ヘノ質問デアリマスカラ
一應答辯致シマス……

〔公爵近衛篤磨君「唯今ノハ質問デアアリマセヌ動議デアリマス」ト
述フ〕

一應答辯致シマス……

〔公爵近衛篤磨君「質問デナイモノニ答辯スルト云フコトガアリマス
カ」ト述フ〕

昨日日本員ハ病氣ニ付テ不參デアリマシテ今日即チ出勤致シタ譯デアリマス、
委員長ヲ懲罰ニ付スルト云フコトハ是レハ以テノ外ノ譯デ甚ダ亂暴ナ仰ッシャ
リ方ト思ヒマス、皆責任ヲ脊負ッテ居ルノデ……

〔公爵近衛篤磨君〕然ラバ委員全體ナラ尙ホ宜シイト述フ
事情ナク緩慢ニ打過ギタト云フコトハナイ……

〔公爵近衛篤磨君〕緩慢デア、ドウシテ今日午前十時マデニ……ト
述フ

〔子爵松平信正君〕相對同士ノ爭ハ御差止ニナツテ宜シイト述フ

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 相對ノ御問答ハイケマセヌ、最早報告ガ終リ
マシタラ……

○子爵鳥尾小彌太君 一應報告ハ終リマシタカラ私ノ職務ハ終リマシタ、
是レカラ以上ハ諸君ノ意見デ期限ヲ切ツテナサル、トモ又委員ノ選舉ヲ仕替
ヘラレヤウトモ夫レハ諸君ノ御隨意デ宜シイ、

○子爵新莊直陳君 近衛公爵ニ賛成、

○子爵舟橋遂賢君 唯今近衛公爵ヨリ委員長ヲ懲罰ニ付スルト云フ動議ガ
出マシタガ是レハドウモ委員長ニ對シテ氣ノ毒ト思ヒマス、今朝選舉サレタ
ノデ緩慢ト見ルコトハ……昨日ハ委員長デナカッタノデ、選舉シナカッタ
キハ鳥尾子爵ハ未ダ委員長デハナカッタカラ夫レハ委員長トシテ懲罰ニ付セ
ラル、ノ責ハナイノデアリマス、今日委員長ノミヲ懲罰ニ付スルト云フハ氣
ノ毒ト私ハ考ヘマス、又成程公平ニ考ヘテ見タ所デ此特別委員全體ガ昨日ニ
於テ委員長ヲ選舉シナカッタト云フコトハドウシテモ是レハ怠慢ノ責ヲ免
レヌコトト考ヘマス、ナゼナレバ今日ノ午前中ニ報告セシムルト云フ急速ニ
議決セバナラヌト云フ責ヲ帶ビテ居リナガラ委員長スラ選舉シナイハ誰レ
ガ考ヘテモ如何ニ考ヘテモ是レハ緩慢怠慢ニ付シタト云フコトハ免レヌト本
員ハ考ヘル、故ニ本員ハ特別委員ヲ改選シテ更ニ調査セシムル所ノ動議ヲ提
出致シマスカラドウカ諸君ノ賛成ヲ請ヒマス、

○子爵松平信正君 唯今舟橋君ヨリノ動議ヲ賛成致シマス、委員ヲ更ニ改
選シテ狩獵法案ヲ付託セラレムコトヲ切ニ望ミマス、

○公爵近衛篤磨君 唯今舟橋子爵カラ段々辯護ガアリマスカラ鳥尾君ヲ懲
罰ニ付スルト云フコトハ取消シマス、

○子爵小笠原壽長君 本員ハ舟橋子爵ノ動議ヲ賛成シマス、

○侯爵中御門經明君 近衛公爵ノ説ニ賛成ヲ致シマス、

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 夫レハ近衛公爵ハ既ニ取消サレテ居リマスル
ガ賛成ト云フハ……

○侯爵中御門經明君 唯今ノ取消ハ委員長ヲ懲罰ニ付スルト云フコト丈ケ
ノ取消デ改選シテ明日十時マデ報告ヲサセルト云フコトハ取消サレヌト思
フ、

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 夫レハ舟橋子爵ノ動議デアリマス、

○子爵岡部長職君 本員ハ舟橋子爵ノ動議ニ賛成ヲ致シマス、

○子爵一柳末徳君 本員ハ舟橋子爵ノ動議ニ賛成致シマス、

○男爵渡邊清君 唯今委員ヲ改選スルト云フコトデアリマスガサッパリ其
改選ノ理由ガ分ラヌ……

〔子爵舟橋遂賢君〕理由ハ分ッテ居ルト述フ

ドウ云フコトデ改選スルノカ、全體委員ノ改選ト云フモノハ……

〔子爵松平信正君〕怠慢ナラバ改選シナケレバナラヌト述フ

或ハ此調査ノ不満足トカ不都合トカ云フコトガアルナラバ兎モ角モ、怠慢ト
云フクレドモ事故アツテ遅レタコトハ既ニ委員長ガ其報告ニナツテ居ルノデ
……

〔公爵近衛篤磨君〕事故ハ昨日ハナカッタト述フ

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 相互ノ應答ハイケマセヌ、

○男爵渡邊清君 ドウモサッパリ本員ニハ分ラヌ、其理由ヲ承リタイ、

〔子爵舟橋遂賢君〕理由ハ既ニ述ベマシタト述フ

○公爵近衛篤磨君 渡邊君ノ質問コン私ハ分ラヌ、ドウ云フ質問カ九デ分
ラス、怠慢デアアルト云フコトハ慥ニ分ッテ居ル、今日中ニ調査セヨト議院ガ
命ジテ居ルノニ夫レヲ調査セヌノハ怠慢デアアル、怠慢デアレバ無論夫レ丈ケ
ノ責ヲ引カナケレバナラヌ、是レハ立派ナ怠慢ノ理由ト思ヒマス、

○子爵舟橋遂賢君 唯今渡邊男爵カラ質問ガアリマシタガ理由ハ先キニ
述ベマシタカラ滿場ノ諸君モ御承知ト思ヒマスカラ再ビハ述ベマセヌ、唯前
ノ動議ニ付テ少シ足ラザル所ガアリマスカラ少シ補ッテ置キマスガ、特別委
員ヲ改選シテ付託スルト云フコトハ申シテ置キマシタガ時日ノ制限ニ付テ未
ダ一言ヲ致シテ置キマセナンダカラ更ニ唯今申シ添ヘテ置キマス、此報告日
限ハ明日正午迄ニ此議場ニ報告セシメルコトニ致シタイト本員ハ考ヘマスカ
ラ此段足ラザルヲ補フテ一言致シテ置キマス、

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) チョット承リマスガ正午マデト云フノハ……

○子爵舟橋遂賢君 十二時迄……

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 明日日曜日ノ正午迄デスカ、

○子爵舟橋遂賢君 左様デゴザイマス、

○公爵近衛篤磨君 私ハ先刻鳥尾君ヲ懲罰ニ付スルト云フコトハ取消シテ
居リマスガ明日午前十時マデニ報告ヲサセルト云フコトハ取消シテハ居リマ
セスカラ是レハ一ノ動議トシテ中御門侯爵ノ賛成モアリマスカラ採決ニナリ
マス様……

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 中御門侯爵ノ賛成ハ然ラバ明日ノ午前十時マ
デニ報告サスルニ御賛成デアリマスカ、

○侯爵中御門經明君 近衛公爵ノ明日ノ午前十時マデニ報告サセルト云フ
動議デアリマス、夫レニ賛成致シマス、
○子爵舟橋遂賢君 時間ノコトハ私ハドテモ宜シイノデアリマスカラ
夫レデ、改メテ明日十時マデニ報告セシムルト云フコトニ致シタイト考ヘマ
ス、
○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 然ラバ二ツノ動議ガアルノデゴザイマス、先
ヅ舟橋子爵ノ委員ヲ改選シテ付託スルト云フコトニ同意ノ諸君ノ起立ヲ請ヒ
マス、

起立者

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 少數デゴザイマス、
○公爵二條基弘君 異議ノ申立ラ致シマス、
○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 慥ニ少數デゴザイマス、
○公爵二條基弘君 分リマセス、
○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 氏名點呼ノ御請求ヲナサルノデスカ、
○公爵二條基弘君 左様デゴザイマス、
○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 氏名點呼ヲ行ヒマス、
○公爵近衛篤磨君 一人唯今缺ケマシタガアレデ宜シウゴザイマスカ、
○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 出ハ致シマセス、
○公爵近衛篤磨君 歸ッテ來マシタト述フ
〔氏名點呼ヲ行フ〕
○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 氏名點呼ノ結果ヲ御報告ニ及ビマス、出席總
數百三十、可トスル議員四十五、否トスル議員八十五、一應休憩ヲ致シマス、
〔公爵近衛篤磨君議長議長ト呼フ〕
午後零時十分休憩

午後一時二十八分開議

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 本日明治二十三年法律第八十四號改正案特別
委員會ニ於キマシテ委員長ニ公爵近衛篤磨君、副委員長ニ細川潤次郎君當選
ニナリマシタ、本日子爵岩下方平君ヨリ九十五人ノ賛成ヲ以テ神祇官復興ニ
關スル建議案ヲ發議セラレマシタ、次ニ本日ノ議事日程第三、豫算案ノ會議
ニ移リマス等デゴザイマスガ豫算委員長ヨリ此事ニ關シマシテ發言ヲ致シタ
イト云フコトデゴザイマスニ依ッテ是レヨリ發言ヲ許シマス、
○細川潤次郎君 甚ダ簡單ナコトデゴザイマスルカラ當席ニ於テ述ベマスデ
ゴザリス、即チ去ル二十三日ニ於キマシテ此豫算案ヲ審査致シマスルニ付キ
マシテハ日時ノ決定ガナケレバナラヌト申スコトデアッテ色ト各位ノ御説

ガゴザイシタル末到頭今日二十五日ノ午後一時迄ニ報告スルト云フコトニ決
定シマシタデゴザリス、併ナガラ如何ニモ短縮ナル時間デアルト云フコトハ
各位御承知ノ通りノコトデゴザリスルガ故ニ本員ハ成ル丈ケ勉強致スナレド
モ若シ其際ニ至ッテ決了致シマセヌケレバ決了ヲ致シ兼ネルト云フコトニ又
御報告ヲ申スデアラウト云フコトノ條件ヲ附シテ置キマシタデゴザリスガ丁
度其條件ガ今日活用ヲ致ス場合トナッテ參リマシタ、即チ二十三日ノ午後一時
ニ決定ヲ致シマシテヨリ直ニ豫算委員ハ退席ヲ致シマシテ各科ニ取リ分レマ
シテ夫レ取調ヲ致シマシタ、而シテ昨日ノ午後五時頃ト覺シキ時分ニ各科ノ
審査ガ漸ウニ結了致シマシタルト云フコトヲ本員委員長ヘ報告致サレマシテ
ゴザリス、而シテ昨日夫レヨリ豫算總會ヲ開キマスルコトニ相成リマシテゴザ
リス、而シテ昨日モ夜ニ入りマシテ勉強ヲ致シマシタガ何分時節柄風邪ノ人モ
多クアル様デ深更迄ハ勉強ガ出來マセナシタノハ甚ダ残念ナル次第デアリマ
ス、而シテ今日ハ午前九時ヨリ審査ニ取掛リマシタコトデアリマシテ即チ喫
飯前迄勉強致シマシテゴザリスガ漸ク農商務省ノ所管ヘ移ラウトスル所ノ際
ニ相成リマシテ未ダ大分殘ッテ居リマス、夫レ故ニ今日當議場ヘ報告スルト
云フ譯ニハ參リマセス、夫レ故ニ會期モ延長致シタ譯デアリマスルケレド
モ、サレドモ矢張り短縮ナル時間デアルト云フコトハ依然タルコトデゴザ
リス、故ニ我々豫算委員ニ於テハ一同ニ勉強ヲ致シテ即チ今日中ニ決了ヲ致ス
ノ見込デゴザリス、夫レ決了致シマスナラバ直ニ其事ヲ議長ノ手許迄報告
ヲ致シマシテ而シテ明日ノ議事日程ニ上リマシテ定時刻ノ議場ニ御報道スル
様ニ致シマス見込デゴザリス、各位何卒此旨ヲ諒承セラレムコトヲ冀ヒマス、
○三浦安君 素ヨリ此日時ヲ期シマシタコトハ條件附デアリマス、出來次
第二セラル、ト云フコトノ意味ガ籠ッテ居リマスカラ唯今豫算委員長ノ報告
ニ對シマシテハ更ニ異議ハゴザイマセス、豫算委員長ノ報告ノ通り幸ニ日數
ノ延期モアリマスカラ差支ハアリマスマイト存ジマス、
○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 本日中ヲ以テ期限トスルノデゴザイマスカ、
○細川潤次郎君 左様デゴザリス、
○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 唯今豫算委員長ヨリ本日中ヲ以テ期限トスル
ト云フ即チ延期ヲ致シタイト云フコトデアリマス、夫レニ賛成モゴザリスニ
依ッテ決了採リマス、細川君ノ動議ニ賛成ノ諸君ノ起立ヲ請ヒマス、

起立者 多數

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 過半数デゴザイマス、
○細川潤次郎君 是レヨリ一同退席致シマス、其段ヲ一應……
○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 宜シウゴザイマス、
○公爵近衛篤磨君 今朝狩獵法案ニ付キマシテ委員ヲ改選スルト云フコト

ハ少數ヲ消滅致シマシテゴザイマスガ、併ナガラモウ一ツ明日ノ午前十時迄ニ調査ヲ遂ゲルト云フコトノ動議ハ成立ッテ居リマスルノデアリマスカラドウカ之ヲ御採決アラムコトヲ希望致シマス、

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 午前ニ於テ本席ニ於キマシテ二ツノ動議ガアルト申シマシタ意味ハ舟橋子爵ノ動議ニ關聯シテ委員ニ付託スルト云フコトガ成立テバ期限ヲ定メルト云フコトニナル、夫レト連絡シテ舟橋子爵ノ動議ガ少數ヲ消滅シマシタニ依ッテ近衛公爵ノハ決ヲ採ラナンダデアリマシタガ、併シ成程近衛公爵ノ動議ノ明日午前十時ヲ期スルト云フコトハ賛成モアッテ成立ッテ居ルノデアリマス、依ッテ此動議ノ決ヲ採ラウト存ジマス、

○子爵島尾小彌太君 此動議ニ向ッテ一言委員長ノ資格ヲ申述ベタイ、最前報告致シマシタ通り豫算委員ノ方ニ五人參ッテ夫レガタメニ委員會ノ議事ヲ開クコトガ出來ナンダデアリマス、夫レカラ今日中ニ豫算委員ノ方ガ決了シマシタナラバ此狩獵法案ノ委員會ヲ開クコトガ出來ルデアラウト思ヒマス、併ナガラ豫算委員長ノ報告ニ依リマスルト本日中ト云フコトデアリマスル以上ハ無論今日ハ此狩獵法案ノ委員會ヲ開クコトハ出來ナイ譯デアリマス、何レ明日ニナリマス、明日ニ移ッテ午前十時迄ニ御報告ヲ致スト云フコトハ甚ダ委員ニ於テ御受合ハスルコトハ難イト思フ、併ナガラ是レハ難カラウガ易カラウガ夫レニハ構ハズト議場ハ此事ヲ命令スルノデアルト云フコトデアリマスレバ委員一同申合セテ心配ハシテ見マスガ決シテ御受合ハ出來マセ、

○公爵近衛篤磨君 唯今委員長ヨリ御受合ハ出來スト云フコトデアリマシタガ隨分御受合ニナッテモ宜カラウト考ヘルノデアリマス、此案ハ唯今起ッタ問題デハナク既ニ昨年以來隨分喧カマシイ問題トナッテ居ルモノデ誰レモ隨分研究シテ居ル問題デアリマス、今更夫レ程更ニ調査ヲナサルト云フ程ノコトデモナカラウト思ヒマス、サウシテ昨日ノ如クナジニモナサラズニ居ッタルバ明日ノ十時ニ報告ガ出來ヌカモ知レマセヌガ豫算會ガ濟ンダ後ニ直チニ御著手ニナッタルバ……渡君ノ言葉ノ様デアルガ晝夜兼行シテ明日十時迄掛ッタルバ出來ヌコトハナカラウト私ハ考ヘテ居リマス、唯今ノ委員長ノ御言葉ハ通辭ト考ヘマス、

○三浦安君 是レハ妙ナコトニナリマシテ既ニ今日ノ正午迄ニ報告スルト云フ議場ノ決定デアリマシタ所ガ人ガ揃ハヌニ依ッテ出來ナイト云フコトニナリマシタ、抑其人ノ揃ハヌノハ何カラ生ズルカト云ヘバ九名ノ中五名ハ豫算委員ノ方ニ引ケルト云ヒマスレバ到底今日モ足ラヌノデアリマス、然ラバ茲ニ活用法ガ無ウテハ此事ハ成就致シマセヌカラ即チ緊急動議ヲ起シマス、其緊急動議ハ此狩獵法案ニ對スル委員九名ヲ十二名ト致シマシテ今此上三名

ノ所ハ議長ノ選定ヲ以テ即坐ニ定メラレマシテ豫算委員ニ差支ヘザル者ヲ以テ此委員ノ數三名ヲ増シマスレバ五名ハ缺ケマシテモ即チ七名トナリマス、七名ニナリマスレバ即チ議場ノ決定ノ上期限ヲ定メヤウト云フコトガ成立タウト存ジマス、即チ唯今起シマスル緊急動議ハ狩獵法案ニ對スル委員ハ三名ノ數ヲ加ヘルト云フ斯ウ云フ動議ヲ提出致シマス、是レハ諸君モ御賛成下スツテ折角昨日議場ニ於テ決定シタ末今日又期限ヲ定メルト云フ様ナ不結果ヲナサザル様ニ此三名ノ委員ヲ即席ニ増スト云フコトヲ議長ニ託スルト云フコトニ御同意アラムコトヲ希望致シマス、

○山川浩君 賛成、

○安場保和君 賛成、

○子爵松平信正君 唯今三浦君カラ緊急動議ガ起リマシタガ成程規則ニ依リマシテ付託事件ノ種類ニ依ッテハ議院ノ決議ヲ以テ委員ヲ増加スルト云フコトハ至極適當ノ動議ト考ヘマス、速ニ三名ノ委員ヲ増加セラレムコトヲ希望致シマス、

○子爵島尾小彌太君 本員モ若シ三浦君ノ説ガ差支ナク出來得ベキコトナラバ本員モ希望致シマス、ト申スモノハ豫算委員會ノタメニ我々委員ハ唯手ヲ空ウシテ居ルコト云フコトハ甚ダ不本意デアルカラ是非サウナリタイト考ヘマス、併ナガラ近衛公爵ノ様ニ是レハ大問題デアルカラ直グ決スルト云フコトハ是レハ一言辯ジテ置カナケレバナナイ、何トナレバ夫レハ銘々ノ考デハ研究シテ居ルカモ知ラヌガ委員會ヲ開イテ討論ヲ盡シタ上デナケレバ委員長トシテ報告スルコトハ出來マセヌ、併ナガラ唯腹ノ中ニアル考デ宜シイト云フナラバ夫レハ何時デモ報告致シマスガ、十分委員ノ討論ヲ盡シタ上ノ結果ヲ御報告スル以上ハ大問題デ、大概極ッテ居ル問題デアルカラト云フコトハ甚ダ不適當ナ御議論ト思ハレマスルカラ此事ハ委員長ノ資格ヲ以テ一言辯ジテ置キマス、兎ニ角三浦君ノ三名増スト云フコトハ甚ダ此際適當ナコトト思ハレマスカラ本員モ賛成致シマス、

○公爵近衛篤磨君 本員モ三浦君ノ三名増加スルト云フコトハ賛成致シマス、併ナガラ此島尾君ノ言葉ニ就テハ一言シナケレバナラヌト思ヒマス、前ニ申シタ通り夜ヲ掛ケテモ討議ヲスルト云フコトハ今日ノ場合デ是非シナケレバナラヌコトデアラウト思フノデアリマス、既ニ銘々ノ考ガ極ッテ居ル以上ハドノ位討論スルト云ッタ所ガソナニ三日モ四日モ掛ルベキモノデハナイト思フ、明日ノ十時迄ノ期限デ十分デアルト思ヒマス、又是レ迄意見ガ定メテ居ラヌト云フ話ナラバ此位喧カマシイ問題ヲ研究シテ居ラヌノハ國家ヲ思ハヌ者ト思ヒマス、

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君)

即チ二ツノ動議ガ議場ニ成立ッテ居ルノデア

リマス、然ルニ三浦君ノ御説ハ貴族院規則ノ第四十六條ニ依ッテ御提出ニナッ
タ御説デゴザイマス、此方ヲ先ヅ決シマシテ夫レヨリ期限ノ事ニ及バウト存
ジマス、三浦君ノ三名ノ委員ヲ増加シテ議長ニ於テ選定ニナルト云フ動議ニ
賛成ノ諸君ノ起立ヲ請ヒマス、

起立者 多數

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 過半数ト認メマス、次ニ近衛公爵ノ動議ノ決
ヲ採リマス、明日ノ午前十時ヲ期シテ審査期限トスル説ニ同意ノ諸君ノ起立
ヲ請ヒマス、

起立者 多數

「多數多數」多數デナケレバ異議ノ申立ヲシマス」ト呼フ者アリ」

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 過半数ト認メマス、

○村田保君 本員ハ是レヨリ緊急動議ヲ提出致シマス、夫レハ取引所税法
案デゴザリマス、是レハ政府カラ緊急事件トシテ議シテ呉レル様ニト云フ請
求ガゴザリマシタコトデスカラ直ニ是レヨリ一讀會ノ續ヲ開クコトヲ希望致
シマスカラ、ドウゾ議事日程ノ追加ヲ願ヒマス、

○渡邊甚吉君 賛成、
○子爵酒井忠彰君 賛成、
○長谷川直則君 賛成、
○宮崎總五君 賛成、
○中村雅真君 賛成、

○子爵關博直君 今三浦君ノ委員増加説ガ可決ヲ致シマシタガ、三浦君ノ
云ハレマシタ内ニハ直ニ議長ガ之ヲ御選定ニナッテ御報告ノアル様ニト云フ
三浦君ノ動議デアッタト思ヒマス、唯今取引所税法ノ議事ニハ移リマシタ
ガ此間ニ議長ハ僅カ三名ノコトデモゴザイマスカラ直ニ御選定ニナッテ御報
告ニナッテ方ガ議事ノ抄取りノタメニ至極宜カラウト云フ動議デアッタト思
ヒマス、本員モ是レハ僅ノ人數デモゴザイマスカラ議長ハ即坐ニ御報告ニナ
ッテ方ガ委員會ヲ開クニ都合ガ宜シカラウト考ヘマスルノデ……

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 少シ分リマセヌガ、アナタノハドウ云フコト
デアリマスカ、

○子爵關博直君 先程三浦君ガ云ハレマシタノニハ三名ノ委員ヲ即坐ニ御
選定ニナッテ委員會ノ開ケル様ニ致シタイ、サウシテ之ヲ選定シテ直ニ御報
告アル様ニト云フ斯ウ云フ動議ト思ヒマス、夫レデ僅カ三名ノコトデモア
リマスカラシテ議長ニ於テハ直ニ選定ガ出來ルダラウト思ヒマス、ドウカ直
ニ此場合ニ於テ御選定ヲ願ヒタイ、左モゴザリマセヌト云フト折角動議ガ成
立チマシテモ此儘ニシテ置キマスト最早時間ガ數ヘル程シカナイノデゴザリ

マスカラ半時間デモ一時間デモ早く御選定ニナレバ夫レ丈ケ委員會ノ方ノ取
調モ運バウト存ジマスルニ依ッテ速ニ御選定アラムコトヲ希望致シマス、
○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 夫レハ選定ノ出來次第ニ御報告致シマス、唯
今村田君ヨリ取引所税法案ヲ直ニ一讀會ノ續ヲ開ク様ニシタイト云フ動議
デアリマス、之ニ賛成ガゴザリマス、然ルニ一應此事ハ村田君ヨリ諸君ニ御
述ベニナル様ニシタイト存ズルノハ未ダ其修正案ガ廻付ニナッテ居ラヌノデ
ゴザイマス、夫レ故ニ修正ハ斯ウ云フ修正デアルト云フコトヲ諸君ガ能ク御
承知ニナラナケレバナルマイト思ヒマスカラ夫レ丈ケヲ御述ベニナリタイモ
ノデゴザイマス、

○村田保君 是レハ其緊急動議ガ成立チマシタ上デ申述ベヤウト存ジマシ
タガ併シ議長カラ唯今述ベロト云フ仰セデゴザイマシタカラ是レカラ申述ベ
マス、是レハ委員會ニ於キマシテ本日衆議院カラ配付ニナリマシタノヲ修正
ニナリマシテ其結果ハ議長ノ御手許迄差出シテハゴザリマス、併ナガラ急速
ノ話デモアリマスカラ之ヲ修正致シマシテ未ダ諸君ヘ修正案ヲ御廻ハシ申シ
マセヌデシタガ其修正ト云フモノハ金額デゴザリマス、此金額ヲ衆議院ニ於
キマシテハ政府案ノ萬分ノ四箇半ト云フノヲ萬分ノ六箇トシ、萬分ノ二箇ト
云フノヲ萬分ノ三箇ト修正ニナリマシタ、夫レヲバ矢張り政府ノ提出案通リ
ニ萬分ノ四箇半、萬分ノ二箇ト云フコトニ復シマシタ、修正ハ夫レ丈ケデア
リマス、詰マリ稅額ヲバ政府ノ提出案通リト致シマシタ、併ナガラ夫レヲ印
刷シテ御廻ハシ申合モゴザリマセヌ、又夫レヲ印刷シテ御廻ハシ申合程
ノコトモナイト思ヒマシテ……夫レニ付テ私ノ動議ガ成立ッタ上デ申上ケヤ
ウト思ヒマシタガ唯今問合ガゴザイマセヌカラ御廻ハシ申シマセナンド、此
段ドウゾ……

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 唯今申述ベラレマシタ通りノ村田君ノ動議デ
ゴザリマス、村田君ノ動議ニ賛成ノ諸君ノ起立ヲ請ヒマス、

起立者 多數

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 過半数ト認メマス、依ッテ是レヨリ取引所稅
法案第一讀會ノ續ヲ會議ニ付シマス、特別委員長ノ報告、

○三浦安君 此議事ニ掛リマスルト大分時間ヲ費シマスカラ其前ニ本員ヨ
リ先刻緊急動議トシテ成立チマシタ委員三名ト云フ者ヲ此間ニ御選定アラム
コトヲ冀望致シマス、

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 唯今勘考中デゴザイマスカラサウハ參リマセ
ス、村田君、

〔村田保君演壇ニ登ル〕

貴族院議事速記録第三十八號

明治二十六年二月二十五日 取引所稅法案 第一讀會ノ續

○村田保君 委員會ノ結果ヲ御報告致シマス、委員會ニ於キマシテハ此第一條ノ稅額ガ衆議院デハ萬分ノ六箇トゴザイマシタノヲ萬分ノ四箇半ト致シマシテ、萬分ノ三箇トゴザイマシタノヲ萬分ノ二箇ト致シマシタ、是レハ唯今申述ベマスル通り政府提出ノ金額ニ據リマシタノデ是レ丈ケノ修正ヲ加ヘマシタ、夫レデ此取引所税法ト申シマスルモノヲ今日是非出サナケレバナラヌト申シマスルモノハ既ニ昨日取引所法ノ方ガ本院ヲ通過致シテ見マスルト云フト、取引所法ノ中ニハ此取引所ノ稅ト申スモノハ法律ヲ以テ定メルト云フトコトガゴザイマシテ其稅則ト云フモノヲ取引所税法案デ定メルト云フトコトヲ加ヘテゴザイマスルシ、且又政府ノ案デゴザイマスルト明年ノ一月カラト申シマスルモノヲ此度十月一日カラト云フトコトニ改正ニナリマシタ、サウシマスルト云フト若シ今日取引所税法案ヲ發布ニナツテ居リマセヌト云フト十月カラ先キノ所ガ無稅デ以テ取引ガ出來ルト云フトコトニナツテ來マス、無稅デ以テ取引ガ出來ルト云フトコトニナリマシテハナリマセヌト故ニ是レハ是非トモ本院デ之ヲ議決ニナラナケレバナラヌモノダラウト思ヒマス、右等ノ理由ヲ以チマシテ諸君モ御異存ナク速ニ決了アラムコトヲ望ミマス、御質問ガアリマスナラバ……

○箕作麟祥君 村田君ノ唯今ノ御演說デ取引所税法ト云フモノノ必要ト云フコトハ能ク分リマシタガ政府ノ此原案通りデナケレバナラヌ、衆議院案通りノ金額デハ何故ニイカスカト云フトコトヲ一應御説明ニナラナケレバ大キニ分リニクカラウト思ヒマスカラ、ドウゾソコヲ今一應……

○村田保君 是レハ委員會ニ於キマシテモ實ハ色々論ガゴザイマシテ衆議院デハ此六箇三箇ト申スモノガ現行ニサウ云フコトニナツテ居リマスカラ詰マリ衆議院デハ現行ニ戻シタノデゴザイマス、然ルニ委員會デ段々考ヘテ見マスルノニ成ルベク此稅ト云フモノハ輕クシマセヌト云フト現今デモ實際内所デ以テ餘程取引ヲシテ居ル、祕密取引ト云フ様ナコトヲシテ之ガタメニ段々犯罪者ヲ作り出スコトデアル、ナゼト云フノニ六箇ノ稅ト云フモノガ高イ故ニ他所ヘ持ツテ往ケバ夫レ丈ケ稅ヲ取ラレス、稅ヲ取ラレヌカラ夫レ故ニ内々デヤルト云フ所カラ犯則者ヲ生ズルカモ知レヌト云フノデアリマス、夫レハドウカト云ヘバ稅ヲ減ジタナラバ之ガタメニ稅額ガ減ルトカ申セバ却ッテ稅額ガ是レヨリ殖エヤセマイカト考ヘマス、唯今申ス通り内所ノ取引ガ少クナル故ニソコノ場所ヘ持ツテ往ツテ取引ヲスル者ガ多クナリマスカラ却ッテ稅額ガ殖エルダラウト考ヘマス、夫レ丈ケノ理由ヲ以チマシテ修正致シマシタ、其他ニ御質問ガゴザイマスレバ序デゴザイマスカラ續々ドウゾ御質問ヲ願ヒマス、

○松岡康毅君 委員長ニ御尋子ラシマス、此株式組織ノ賣買ナラバ四箇半

ニシロ六箇ニシロ稅ヲ取り、會員組織ニナツテ賣物ヲ賣買スルモノモ矢張り四箇半トカ六箇トカ云フ稅ヲ取りマスカ、今ノ御説明ニ依リマスルト云フト稅ガ減ズレバ外デスルモノガ少クナツテ來ル、賣物取引ヲスル者モ外デスル者ニハ稅ヲ取ルトカ取ラヌトカ云フノハ……ドウ云フ譯デアルカ伺ヒタイ、

○村田保君 サウデハナイ、是レハ固ヨリ株式取引所デ定期賣買ヲスレバ稅ヲ取ルト云フノデアリマス、外デ以テヤル者ニハ稅ガナイカト云フ御問ヒノ様デゴザイマスガ夫レハ内所デヤルカラ稅ノ取り様ガナイ、内所デヤリマスルノハ取引所ニ掛ラヌモノデ相互ニヤルコトニナリマスカラ稅ハ取レマセヌ、夫レデ宜シウゴザイマス、ドウデゴザイマス、皆サン御質問ガゴザリマスナラバドウゾ……

〔政府委員田尻稻次郎君演壇ニ登ル〕
○政府委員(田尻稻次郎君) 唯今委員長ヨリ報告ニナリマシタ取引所税法ハ過日當院ニ於キマシテ決議セラレマシタ取引所法ト云フモノト關聯致シマシテ取引所ガ既ニ成立ツナラバ必ズ夫レニ伴フ稅ト云フモノガナケレバナリマセヌカラ夫レノ法ガ成立ツ以上ハ是非トモ此取引所税法ト云フモノガ成立チマセヌト云フト此取引所ハ稅ノナイコトニナリマスルデ甚ダ夫レハ不取締デモアリマスシ、彼レ是レノ不便モアリマスカラドウカ時日モ甚ダ切迫致シマシタカラシテ速ニ御議了アラムコトヲ希ヒマス、

○三浦安君 是レハ本員モ賛成ヲ致シマスルガ併シ稅率ノコトニナリマシテハ之ヲ減サズンバ内所ノコトガ行ハレニ依ツテ或ハ稅ガ減ルカモ知レヌ、減シタ方ガ稅ガ増スカモ知レヌト云ハレマスノハ全ク是レハ推量ノ言ヒ事デアリマシテ、果シテサウナルヤ否ヤト云フトコトハ分リマセヌガ、是レハ衆議院デ修正致シマシタ方ガ宜シイト存ジマスカラ即チ衆議院ノ原案ヲ賛成致シマス、修正案ハ惡ルイト存ジマス、

○三好退藏君 本員ハ此特別委員ノ一人デアリマシテ此案ヲ審査致シマシタモノデアリマス、此取引所法ト云フモノノ取引所ノ賣買取引ノコトハ勅令ヲ以テ之ヲ定ムト云フトコトガアルノデゴザイマス、其賣買取引ノ法ハドウ云フトコトニマダ勅令デ定メラル、カ今日ニ於テ其大要モ伺フコトハ出來ナイノデアリマス、既ニ賣買取引ノコトガ勅令ヲ以テ定メラル、ト云フトコトニナツテ居ル以上ハ其勅令ノマダ發布セラレザル以前ニ於テハ稅率ヲ極メルコトハ出來ナイモノデアラウト思ヒマスニ依ツテ此取引所税法ハ之ニ關スル勅令ノ定マリマシタ後デナケレバ之ヲ規定スルコトハ出來マイト云フトコトデ委員會ニ於テモ反對ヲ唱ヘマシタケレドモ少數ニシテ成立チマセナカッタノデアリマス、本員ノ考ヘル所デハ先刻申述ベマスル通りノ次第デアリマスカラ

此税法ハ勅令發布ノ後ニ定メラル、モノト信ジテ居リマスニ依ッテ此取引所
税法案ハ全部否決スベキモノト信ジテ居リマス、此法案否決ノ動議ヲ提出致
シマス、

〔政府委員田尻稻次郎君演壇ニ登ル〕

○政府委員(田尻稻次郎君) 唯今三好君ノ御説明モアリマシテ一應御尤ノ
様デモアリマスガ、併ナガラ勅令ハ既ニ起草ニナリマシテ略、内定モサレテ
アルト云フコトニ伺ヒ居マスデアリマスカラ、勅令ノ旨趣ニ依ッテ少シモ差
支ナイト當局者ハ見込ムコトデアリマシテ、愈是レデ以テ此法律ノ施行ノ
勅令ト云フモノハ殆ド出来ルト云フ位ノコトデ勅令ノ前ニ法律ヲ出シテモ其
邊ノ差支ハナイト見込ミマス、而シテ若シ是レガ成立チマセスト云フコトニ
ナリマスト全ク此取引所ト申スモノガ無税ニナリマシテ税ノ掛ラヌト云フコ
トニナリマスカラ夫レハドウモ甚ダ取ラス所デアリマスシ、此税ニ付キマシ
テハ唯此收税ノ目的ノミナラズ餘程檢束ノ意味ヲ帶ビテ居リマスカラ、檢束
ヲ要スル質ノ取引デアルト云フコトハ御承知ノコトデアリマスカラ其檢束ト
申スノハ此會社ガ成立ツタ以上ハ一日モ忽ニスルコトハ出来ヌノデアリマス
シ、檢束ヲ致シマセス以上ハ主務ノ大臣ハ十分責任ヲ盡スコトモ出来ナイ譯
デアリマス、時日モ切迫ノコトデアリマスカラ速ニドウゾ御議了アラムコト
ヲ再ビ願ヒマス、

○三好退藏君 今ノ旨趣ヲ一應辯明致シタウゴザイマス、成程唯今政府委
員ノ……

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) チョット申シマスガ問題ニ對シテ二回ノ御發
言ハイケマセス、

○三好退藏君 動議ノ旨趣ヲ説明致シマス、

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 動議ノ旨趣ハ前ニ御辯明ニナリマシタ、

○三好退藏君 尙ホ盡キザル所ガアリマスカラ……

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 夫レハイケマセス、

○村田保君 本員ハ三好君ニ質問致シマス、三好君ハ無税デモ宜イト云フ
考デアリマスカ、

○三好退藏君 無税デハイケナイト云フ考デアリマス、即チ此取引所法
案ニ於テ税法ハ法律ヲ以テ之ヲ定ムト云フコトガアリマスニ依ッテ法律ヲ以
テ定メラレタ以上ハ一月ヤ二月ニ遡ッテ取ルト云フコトハ少シモ差支ハアル
マイト思ヒマス、法律ハ刑法ノ原則デハ既往ニ遡ラズト云フノデアリマス
ケレドモ斯ノ如キ特別ノ税法ニナリマシテハ法律ヲ以テ定メラレタ以上ハ既往
ノ税ヲ取ルト云フコトハ少シモ差支ナイコトト信ジテ居リマス、是レ丈ケ
御答ヘ致シマス、

○村田保君 唯今三好君ハ法律ヲ發布ニナッタラ遡ッテ取ルト云フコトヲ
仰セラレマシタガ夫レハ決シテイカヌデス、此法律ニ於テハ毎月ノヲ翌月ニ
届出ヅルトアルノ決シテ二月モ三月モ遡ルト云フコトハ此法律ニ於テハ決
シテ出来マセヌカラ是レ丈ケヲ辯明致シマス、

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 本案第二讀會ヲ開クベキヤ否ヤノ決ヲ採ラウ
ト存ジマス、本案ノ第二讀會ヲ開クベシトスル諸君ノ起立ヲ請ヒマス、

起立者 多數

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 過半数デゴザイマス、

○村田保君 直ニ第二讀會三讀會ヲ續ケテヤリタイト思ヒマス、

○渡邊甚吉君 賛成、

○長谷川直則君 賛成、

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 唯今本席ヘ御依託ニナリマシタル狩獵法案ノ
委員ヲ選定致シマシタ、伯爵上杉茂憲君、男爵本田親雄君、野村素介君、此
三名ニ御付託ヲ致シマス、

○子爵島尾小彌太君 唯今ヨリ狩獵法案ノ委員會ヲ開キマスカラ退席致シ
マス、

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 御退席ニナッテモ定足數ニ差支ナイト存ジマ
スニ依ッテ……別段御異議ガナイト存ジマスニ依ッテ宜シウゴザイマス、

○伯爵上杉茂憲君 本員モ是レヨリ……

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 村田君ヨリ直ニ第二讀會ヲ開クト云フ動議ガ
出テ居リマス、賛成ガゴザイマスニ依ッテ決ヲ採リマス、即チ議事日程ノ變
更ニナリマス、村田君ノ説ヲ賛成ノ諸君ハ起立ヲ請ヒマス、

起立者 多數

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 過半数デゴザイマス、朗讀ハ省略致シマス、
即チ此法案ノ全部ヲ問題ト致シマス、

〔本案ハ朗讀ヲ經サルモ參照ノタメ爰ニ載録ス〕

取引所税法

- 第一條 取引所ハ定期賣買ニ付左ノ割合ニ從ヒ税金ヲ納ムヘシ
- 一 商品、有價證券 賣買各約定代金高萬分ノ四箇半
- 一 國債及地方債證券 同萬分ノ二箇
- 第二條 定期内ニ於ケル轉賣人ノ賣高及買戻人ノ買高ニ係ル税金ハ之ヲ免
除ス
- 第三條 賣買ヲ解約スルコトアルモ其税金ハ之ヲ免除セス
- 第四條 取引所ハ每一箇月分賣買取引ヲ爲シタル各約定代金高ヲ翌月五日

迄ニ管廳ニ届出ツヘシ

取引所稅額ハ前項ノ届出ニヨリ地方長官之ヲ定ム

第五條 取引所稅金ハ每一箇月分ヲ翌月二十日マテニ納ムヘシ

第六條 當該官吏ハ地方長官ノ命令ニ依リ隨時取引所並ニ會員仲買人ニ就

キ其賣買取引ニ關スル帳簿書類ヲ検査スルコトアルヘシ

第七條 第四條ノ届出ヲ詐リ脫稅ヲ圖リ又ハ脫稅シタルトキハ取引所理事

長ヲ百圓以上千圓以下ノ罰金ニ處シ仍ホ取引所ヨリ其脫稅ニ係ル金額ヲ

徵收スヘシ

第八條 第四條ノ届出ヲ怠リタルトキハ理事長ヲ壹圓以上壹圓九拾九錢以

下ノ科料ニ處ス

第九條 本法ヲ犯シタル者ニハ刑法ノ減輕再犯加重數罪俱發ノ例ヲ用ヒス

附 則

第十條 本法ハ取引所法實施ノ日ヨリ施行ス

〔政府委員田尻稻次郎君演增ニ登ル〕

○政府委員(田尻稻次郎君) 第一條ノ稅率ノコトニ付テ種々御議論ガアリ
マシタガ政府ハ此原案ヲ矢張り主張スル譯ハ勿論ノコトデアリマスガ其理由
ハ先刻村田君カラ御述ベニナリマシタ様ナ略、コトデアリマス、願ハクハ之
ニ復セラレムコトヲ希ヒマス、併ナガラ時期モ非常ニ切迫致シテ居ルコトデ
モアリマスシ交渉會彼レ是レノコトガアラウカト思ハレマスカラ強テハ原案
復活ヲ主張モ致シマセヌガドウゾ宜シク此案ノ成立ツ様ニ御注意アッテ御議
決ニナラムコトヲ偏ニ希望致シマス、

○三浦安君 本員ハ一讀會ニ申シタ通り今日ニ當ッテ強テ政府ノ原案ニ戻
サネバナラスト云フ理由ガ……十分ノ理由ガアレバ宜シウゴザイマスガ大概
ノ推量デスル様ナコトデゴザイマスレバ斯ノ如キ場所ハ稅ヲ少々位増シテア
リマシテモ一向弊害ハナイト思ヒマス、是レハ今日ノ時期デモゴザイマスカ
ラ即チ衆議院修正ノ原案通り可決スルコトヲ諸君ニ希望致シテ之ヲ提出致シ
マス、

○箕作麟祥君 三浦君ニ賛成、
○男爵渡邊清君 賛成、
○男爵小松行正君 賛成、
○子爵板倉勝達君 賛成、

○渡邊甚吉君 私ハ唯今ノ三浦君ノ說ニ反對致シマス、成程是レマデ在リ
來ッタ米商會所ノ様ナモノデアリマスレバ稅ガ重クテモ差支ナイカ知レマセ
スガ今度ノ取引所法案デ見マスト有價證券ト云フモノガ總テ第一ニナッテ居
リマス、夫レハ米ヲ除クノ外ハ他ニ新ニ取引ヲスル生絲ナリ綿ナリ或ハ油ナ

リ、サウ云フ様ナ物品ヲ取引スルニハ到底此稅率ガ高クテハ取引ガ成立チマ
セス、實ハ此政府案ヨリモット減ジタイ考ガゴザイマスケレドモ斯ク致シマ
スルト却ッテ紛擾ヲ來シテ當會ニ通過セヌ恐ガゴザイマスカラ政府案デ四箇
半ト云フコトニ賛成致シテ置カウト思フ位ノコトデ、是レハ飽迄元ノ政府ノ
案ニ復セムコトヲ希望致シマス、

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 表決ニ付シマス、委員ノ修正ニ同意ノ諸君ノ

起立ヲ請ヒマス、

起立者 少數

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 少數デゴザリマス、原案ヲ可トスル諸君ノ起

立ヲ請ヒマス、

起立者 多數

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 過半數デゴザリマス、依ッテ第二讀會ハ是レ

ニテ終リマシタ、

○村田保君 引續イテ第三讀會ヲ開カレムコトヲ希望致シマス、

○三浦安君 賛成、

○馬場道久君 賛成、

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 村田君ヨリ直ニ第三讀會ヲ開キタイト云フ、

村田君ノ說ニ同意ノ諸君ノ起立ヲ請ヒマス、

起立者 多數

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 過半數デゴザイマス、依ッテ直ニ第三讀會ヲ
開キマス、朗讀ハ省略致シマス、……原案ヲ可トスル諸君ノ起立ヲ請ヒマ
ス、

起立者 多數

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 過半數デゴザイマス、本案ハ可決セラレマシ

テゴザイマス、明日ハ日曜日デゴザイマスケレドモ最早會期モ切迫ノコトデ

ゴザイマスニ依ッテ矢張り會議ヲ開キマス積リデアリマス、午前十時會議、

第一、明治二十六年度歳入歳出總豫算案及明治二十六年度各特別會計歳入歳

出豫算案、政府提出衆議院送付、會議、豫算委員長報告、第二、豫算外國庫

ノ負擔トナルヘキ契約ヲ爲スヲ要スル件、政府提出衆議院送付、會議、豫算

委員長報告、本日ハ散會、

午後二時十八分散會